

様

印

戒 告 書

あなたの 所有・管理・占有 する下記の消防対象物は、 の規定に違反すると認めたので、 の規定により、 年 月 日 八広消第 号の書面をもって 年 月 日までに することを命じましたが、未だ履行されていません。

よって、 年 月 日までに上記命令を履行しないときは、行政代執行法第2条の規定により本職がこれを行い、これに要する費用を徴収します。

この旨、同法第3条第1項の規定により戒告します。

なお、代執行により生ずる損害及び処置した物件の管理についてすべて責任を負わないので、申し添えます。

記

消防対象物

所在地

名称

用途・構造・規模

教示

- 1 この戒告に不服がある場合は、この戒告があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、八戸地域広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- 2 この戒告については、この戒告があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、八戸地域広域市町村圏事務組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において八戸地域広域市町村圏事務組合を代表する者は八戸地域広域市町村圏事務組合管理者となります。）。なお、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この戒告（審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの戒告があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。